

24 時間テレビ福祉車両等寄贈申込手続き要領

1. 審査・判定及び申込書の提出先

福岡放送（FBS）24 時間テレビチャリティー委員会より、**佐賀県社会福祉協議会が審査・判定の協力依頼を受けて**おり、本会が同委員会に推薦し最終決定されることになっています。申し込みに関しては、本会を経由せずに直接チャリティー委員会へ申し込む事も可能ですが、書類の不備等が多く、記載漏れのため審査対象外になるケースが過去に見受けられました。このような不備等を防止するためにも、各申し込みの申請は**市町社会福祉協議会を経由して本会へ提出**してください。その後、本会から 24 時間テレビチャリティー委員会へ提出をします。

《申し込みまでのスケジュール》

寄贈希望申込者（法人・施設・団体・個人）は、**5月8日（金）**までに市町社会福祉協議会へ提出

↓
市町社会福祉協議会は、取りまとめのうえ **5月14日（木）**までに佐賀県社会福祉協議会へ提出
(必着・厳守)

↓
佐賀県社会福祉協議会は、全書類をチェックし、**5月20日（水）**までに 24 時間テレビチャリティー委員会へ提出

2. 資料請求

最寄りの市町社会福祉協議会にて準備しておりますので、必要な場合は市町社会福祉協議会へご連絡ください。なお、福祉車両寄贈申込書・申し込みの手引きは、4月6日（月）より下記のホームページからもダウンロードできます。

24 時間テレビチャリティー委員会 <http://www.24hourtv.or.jp/welfare/detail.html>

佐賀県社会福祉協議会 <http://www.sagaken-shakyo.or.jp/>

3. 注意事項

- ①申込書の記入漏れ、決算報告書の添付漏れ、申込書コピー不備などは審査対象外になりますので、ご注意ください。（規定の福祉車両寄贈申込書と**記入済申込書のコピー1部**をお送りください）
- ②応募は、**1法人1台のみ**ですので、法人内で協議・調整等の上、申請してください。（同グループ内で複数の申し込みがあった場合は、無効になりますのでご注意ください。）
- ③2014 年度以降、寄贈を受けられた法人・施設・団体・個人は選考外となります。
- ④福祉有償運送サービスを使用目的とした申込みは道路運送法第 79 条に基づく登録証のコピーの添付が必要です。
- ⑤令和元年度の決算書を提出できない場合は、平成 30 年度の決算書を提出してください（貸借対照表、または資金収支計算書で構いません）。
- ⑥規定の申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて**折らずに**事業所のある市町社会福祉協議会にご提出をお願いします。申込書は市町社会福祉協議会に準備しているもの、又はホームページに掲載している PDF をダウンロードしてお使いください。なお、Word や Excel データでの配布は行っておりませんので、手書きにて作成をお願いします。

4. 問い合わせ先

佐賀県社会福祉協議会 まちづくり課

〒840-0021 佐賀市鬼丸町 7 番 18 号 電話 0952-23-2145 FAX0952-25-2980